



2025年5月23日

各位

会社名 株式会社フーバーブレイン  
代表者名 代表取締役社長 興水 英行  
(コード番号: 3927 東証グロース市場)  
問合せ先 管理部 部長 植村 浩之  
(TEL. 03-5210-3061)

### 第三者割当による第14回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当により発行される第14回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の発行を行うことを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

<本新株予約権の募集の概要>

(1) 割当日	2025年6月9日
(2) 新株予約権の総数	13,000個(1個につき100株)
(3) 発行価額	1個につき1,151円(1株につき11.51円)
(4) 当該発行による潜在株式数	1,300,000株
(5) 資金調達の額	1,053,663,000円 (内訳) ・新株予約権発行分 14,963,000円 ・新株予約権行使分 1,038,700,000円 発行諸費用を差し引いた手取概算額については、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(1) 調達する資金の額」をご参照ください。
(6) 行使価額	1株につき799円
(7) 割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 ドリーム10号投資事業有限責任組合 13,000個
(8) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。その他詳細については、末尾添付の発行要項をご参照ください。

#### 2. 募集の目的及び理由

##### (1) 資金調達の主な目的

当社グループ(当社及び連結子会社)は、2026年3月期に調整後連結営業利益7億円達成を業績目標に掲げ、ワンストップですべてのセキュリティソリューションを提供できる「セキュリティソリューションプラットフォーム」を有する「ITエンジニア集団」として、オーガニックグロースと積極的なM&A・戦略提携によるM&Aグロース、さらに投資グロースを成長ファクターにグループ拡大を目指しております。

2025年3月期において、成長事業である「セキュリティ&ネットワークaaS製品」及び「働き方改革製品(SaaS型)」が、2024年3月期比68.8%増、32.5%増とそれぞれ拡大し、基盤事業である「セキュリティ製品」は高い利益貢献を継続し、着実なオーガニックグロースを実現しております。また、韓国軍や政府機関などの重要組織・施設をはじめ、

グローバル市場においてメガバンク、大手企業等への導入実績を有する NDR(Network Detection and Response)ソリューション製品「Network Blackbox」の展開を本格化し、「セキュリティソリューションプラットフォーム」の拡大と今後の成長事業化に取り組んでおります。

もう一つの基盤事業である「IT サービス」においては、2024年2月に連結子会社化したIT人材サービスの株式会社CONVICTION（以下、「CONVICTION」という。）に加え、2024年9月及び10月に連結子会社化した株式会社ARPEGGIO（以下、「ARPEGGIO」という。）及びイチアール株式会社（以下、「イチアール」という。）が、新たに事業成長に貢献し、M&A グロースを拡大しました。連結子会社GHIインテグレーション株式会社（以下、「GHI」という。）においては、GHIの共同株主である伊藤忠テクノソリューションズ株式会社とも協力して、IT人材の需要が継続して高い、開発案件やネットワークインフラ、データセンター関連プロジェクトの獲得に取り組んでおります。

また、採用支援・人材紹介を提供する連結子会社株式会社アド・トップ（以下、「アド・トップ」という。）において、拡大を続ける人材採用需要を背景に、売上高拡大を実現しました。投資会社フーバー・インベストメント株式会社（以下、「フーバー・インベストメント」という。）では、今後のキャピタルゲインが見込める企業への純投資を行っており、2025年3月期においては、Cloud型海外販売システムを使ったプラットフォームサービスを提供するアジアブリッジ株式会社へ出資いたしました。また、2025年4月22日付で、フーバー・インベストメントの投資先であるデジタルグリッド株式会社が東京証券取引所グロース市場に上場し、持分の一部を売却したことで、売却額415百万円、投資利益385百万円を実現しました。2026年3月期において、特別利益として計上を予定しており、投資グロースによるグループ成長を実現しました。

以上の結果、2025年3月期の売上高は4,373,104千円（2024年3月期比42.2%増）、当社単体の売上高は2,659,817千円（2024年3月期比30.0%増）と2024年3月期に続き、過去最高を更新いたしました。売上構成の変化による粗利率の低下、子会社取得に伴う一時的費用があるものの、コストの適正化を継続し、営業損益については、営業利益187,400千円（2024年3月期比730.7%増）となり、過去最高を更新いたしました。経常損益については、助成金収入26,417千円を計上する一方、外債建債権債務等に係る為替差損10,352千円及び持分法による投資損失35,083千円を計上したことにより、経常利益165,979千円（2024年3月期比371.7%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純損益については、固定資産除却損3,788千円を計上する一方、法人税調整等（△は益）△59,428千円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益109,457千円（2024年3月期比305.2%増）となり、過去最高を更新いたしました。セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。（ITツール事業）2025年3月期の売上高は2,392,348千円（2024年3月期比31.3%増）、セグメント利益は227,886千円（2024年3月期比39.1%増）となりました。（ITサービス事業）2025年3月期の売上高は1,980,756千円（2024年3月期比58.1%増）、セグメント利益は272,527千円（2024年3月期比106.9%増）となりました。

グループ経営の最適化・最大化を追求するため、「経営の意思決定の迅速化」・「グループシナジー効果の向上」・「リスク分散」を念頭に、経営方針の決定や事業活動に関する意思決定を迅速に行い、親会社と連結子会社または連結子会社間の経営資源の共有や人材の活用、同じIT人材事業でも各子会社の強み・特徴をいかすことでリスク分散を図り、さらにM&Aを含む資本業務提携先の開拓・連携を並行して進めることにより、新たな付加価値を兼ね備えた、より強固な当社グループを形成することが企業価値向上に資する重要な施策と考え、推進する所存であります。

また、優秀なITエンジニア人材を多数有する「エンジニア集団の構築」をグループ戦略として、引き続きM&A等は精力的に取り組んでまいります。買収後のグループシナジーが最大化されるよう、下図のとおり「採用」「教育」「営業」「運営」など各カテゴリーで強みを持ち、既存のグループ会社と相互補完・発展することに資する企業を選定し、シ

ナジーを創出してまいります。

インフラエンジニア				
システムエンジニア				
フリーランス				
	採用	教育	営業	運営

なお、現時点において具体的に進行している M&A 等はないものの上記方針に基づき M&A を含む資本業務提携に向けて、希少な好案件の獲得機会を逸さないために、より迅速かつ機動的な投資実行の意思決定を可能とする一定額の資金の確保が、現状の当社にとって肝要であると判断し、第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

今後、具体的な M&A 等の実行を決定した場合には、適時適切に開示いたします。また、理想的なターゲット企業に巡り合えない等の理由により、2028年6月までに M&A 等を実行できなかった場合であっても、引き続き案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が発生または成約し、支払いが発生した段階で残りの資金を充当する予定であり、現時点において代替使途は想定しておりません。

## (2) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、M&A を含む資本業務提携に向けた資金調達が必要であると判断する一方で、株主の皆様へ配慮し、即時に株式の希薄化を生じさせることはなるべく避けるべきであるとの考えに基づき、最適な資金調達方法を検討いたしました。

資金調達方法の検討に際しては、①金融機関からの借入や第三者割当を含む普通社債の発行については、機動的な資金調達ではあるものの、当社の財務基盤において金融機関等より長期に渡り安定的に資金を獲得するには困難な面があり、②公募や第三者割当による増資（新株発行）については、財務基盤の強化が図れ、機動的な資金調達手法であるものの、必要資金の全てを即時希薄化する手法で調達することは既存株主の皆様にとって望ましくないこと、③転換社債型新株予約権付社債の発行については、機動的な資金調達が図れ、即時希薄化が伴わず、転換社債型新株予約権付社債が株式に転換された場合には、当社の債務が減少し、財務基盤の強化が図れるメリットがあるものの、株価の下落時においては、転換価額固定型の場合は、転換が進まず当社の債務として財務基盤をそこなう可能性があり、一方、転換価額修正条項付の場合には、希薄化が確定しないために株価に対して直接的な影響が懸念されること、④新株予約権の発行については、即時の希薄化の懸念は防げるものの、株価の下落時においては、行使価額固定型の場合は、行使が進まず必要に応じた機動的な資金調達が図れないこと、一方、行使価額修正条項付の場合には、調達額が予定額を下回る可能性があること等、資金調達方法として考えられる各手法のメリット・デメリットを検証いたしました。

各手法の検証、当社の財務状況及び既存株主様への影響も踏まえて検討した結果、新株予約権の発行であれば、当社の資金需要に合わせた調達が可能であり、必ずしも本新株予約権は一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社および当社既存の株主にとっても、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断し、M&A を含む資本業務提携に向けた資金を、新株予約権の発行及び第三者割当により調達することと

いたしました。行使価額についても、既存株主様への影響を考慮し、行使価額固定型にて発行することといたしました。

〈本新株予約権の特徴〉

(本新株予約権のメリット)

① 株式価値希薄化への配慮

本新株予約権は、即時希薄化が伴わず、潜在株式数が 1,300,000 株と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。

② 当社株式の流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数 1,300,000 株は、当社発行済株式総数 5,604,200 株の 23.20%であり、割当予定先が本新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、当社株式の流動性の向上が見込まれます。

③ 資金調達の柔軟性

当社は、他の有利な資金調達方法が確保される場合等には、取締役会決議により発行価額と同額で本新株予約権の取得を行うことが可能となっており、資金調達に対する柔軟な選択権を有しております。

(本新株予約権の留意事項)

- ① 本新株予約権の行使が行われることにより、1,300,000 株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じます。
- ② 本新株予約権は、株価の下落局面では、行使が進まず、調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ③ 当社株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。

当社といたしましては、本新株予約権の発行及び第三者割当を実施し時機を捉えた資金の獲得により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期に業績向上させること及び自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1,053,663,000 円
(内訳)	
本新株予約権の発行	14,963,000 円
本新株予約権の行使	1,038,700,000 円
② 発行諸費用の概算額	28,549,450 円
③ 差引手取概算額 (①－②)	1,025,113,550 円

(注) 1. 払込金額の総額は、下記を合算した金額であります。

本新株予約権の払込金額の総額 14,963,000 円

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額 1,038,700,000 円

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額には、登記費用（登録免許税を含む）3,725,450 円、割当予定先等調査費用 400,000 円、新株予約権価格算定費用 1,650,000 円、有価証券届出書、開示資料等作成費用 2,000,000 円及びファイナンス・アドバイザー費用 20,774,000 円（合同会社 l i n d e n、所在地：神奈川県横浜市戸塚区吉田町 1010 番地 1、代表社員：樋崎貴教）を予定しております。

4. 本新株予約権の行使は、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況

による影響を受けます。そのため、上記の差引手取概算額は将来的に変更される可能性があります。また、下記「(2)手取金の使途」記載の調達資金の充当内容については、優先順位を設けておりますが、実際に調達する差引手取額や各事業の進捗状況によって、支払時期が早い事項から資金を使用する予定であり、金融機関からの借入等の間接金融も含め資金調達計画の見直しを行う可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期
①M&Aを含む資本業務提携及び子会社株式の追加取得に関わる費用	1,025百万円	2025年6月～2028年6月
計	1,025百万円	

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

2. 株価低迷等を要因として権利行使が進まないことより、各施策の実行が難しいと判断した場合には、一時的に 当社の手元資金を活用しながら、金融機関からの借入等の間接金融も含め資金調達計画の見直しを行う可能性があります。

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は以下の通りです。

① M&A を含む資本業務提携及び子会社株式の追加取得に関わる費用

本新株予約権による調達予定額の1,025百万円については、上記のとおり、M&A を含む資本業務提携及び子会社株式の追加取得に関わる費用への活用を予定しております。

現経営体制以降、当社の既存事業との親和性や拡充可能性、また新たな事業領域へのアプローチの可能性等、当社とのシナジー効果が見込める企業との M&A を含めた資本業務提携に向けて、情報収集に努め、案件開拓・検討及び、株式の取得・出資を随時行ってまいりました。

連結子会社が6社まで増加したことにより、「経営の意思決定の迅速化」・「グループシナジー効果の向上」・「リスク分散」が企業価値向上に資する重要な施策と認識しており、施策実現のために既存の連結子会社の完全子会社化を進めることが必須であると考えております。

また、より強固なグループ経営を深耕するため、販路の拡大や多様なエンジニアの拡充など、当社グループに新たな付加価値をもたらしてくれる企業との連携を進めております。

当社は今後も、当社の既存事業との親和性や拡充可能性、また新たな事業領域へのアプローチ可能性等、当社とのシナジー効果が見込める企業との M&A を含めた資本業務提携を推進していく所存でございますが、希少な好案件の獲得機会を逸さないために、より迅速かつ機動的な意思決定を可能とするために、一定額の資金の事前確保が必要だと考えております。

現経営体制以降、検討機会をいただいた案件では時価総額が5億円程度の企業が多く、また、当社とのシナジー効果の最大化を図るために、M&A から部分出資の資本提携等、案件毎に柔軟な提携形態、出資規模の検討を行ってまいりました。

しかしながら、本新株予約権による調達予定額は、新株予約権の行使によるものであるため、発行後即時に獲得できるものではありません。

新株予約権の行使状況を見つつ、順次調達完了する金額をベースに、上記各施策実行を検討してまいります。なお、行使状況により、各施策の実行が難しいと判断した場合には、一時的に当社の手元資金を活用しながら、金融機関からの借入等の間接金融も含め資金調達計画の見直しを行う可能性があります。資金調達計画を見直すことを決定した場合には、速やかに開示いたします。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、財務体質の強化及び一層の事業拡大、収益の向上を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行価額（1個あたり1,151円）は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する企業会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用し、変数としてボラティリティ 47.65%、権利行使期間3年、リスクフリーレート 0.804%、市場リスクプレミアム 9.0%、対指数  $\beta$  0.919、クレジット・コスト 22.86%を採用した結果、本新株予約権1個あたりの評価額を1,151円と算定しました。なお、新株予約権の発行価額は、第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社（所在地：東京都港区西麻布三丁目19番13号、代表取締役：三平慎吾、以下、「エースター」という。）に算定を依頼した上で決定しております。

本新株予約権の行使価額については、当社と割当予定先との交渉の結果、上場会社の株式公正価値の決定において最も客観性が高いとされる市場株価方式において、より直前の株式価値が当社の実態を反映しているものと考えられることから、本新株予約権の発行及び第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日（2025年5月22日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である799円といたしました。

本新株予約権の発行価額については、当社といたしましては、第三者算定機関であるエースターの行った算定結果は、新株予約権の評価において、一般的に公正妥当と考えられる算定方法及び手順で検討されていることから、合理的な評価であると判断し、この度割当予定先に発行する本新株予約権の発行価額につきましても、当該算定機関の行った評価と同額に決定されておりますので、有利発行には該当せず、適正な価格であると判断いたしました。

当該判断に当たっては、当社監査役3名全員（うち2名が社外監査役）から、エースターは当社と顧問契約関係等がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること及び割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること並びに本新株予約権の評価については、市場慣行に従った算定過程及び前提条件等に関して当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権の発行が割当予定先に対して特に有利な価額等での発行に該当せず、適法である旨の意見表明を受けております。

##### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権の行使により増加する新株式数（1,300,000株）の2025年3月31日現在の当社発行済株式総数5,604,200株に対する割合は23.20%、総議決権数53,419個に対する割合は24.34%となっており、それぞれ希薄化が生じることになります。しかしながら、当該資金調達は、当社が安定的な収益化を達成し永続的に成長するための事業投資を行うための資金需要を満たすものであり、同時に自己資本の充実と財務戦略の柔軟性の確保を図り、当社の企業価値の向上を目指すものであります。従いまして、当該資金調達に係る本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社普通株式1,300,000株に対し、当社普通株式の過去6か月間における1日あたりの平均出来高は71,178株、過去3か月間における1日あたりの平均出来高は69,936株及び過去1か月間における1日あたりの

平均出来高は100,647株となっております。当該平均出来高を参考に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社普通株式が、株式市場において売却された場合の流通市場への影響は、行使期間である3年間（年間取引日数：245日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大になった場合、1日あたりの売却数量は1,769株となり、上記過去6か月間における1日あたりの平均出来高の2.48%に留まることから、当社普通株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は、当社普通株式の流動性によって吸収可能であることから、本新株予約権の発行による株式発行の数量及び希薄化の規模は一定の合理性を有していると判断しております。

また、本新株予約権による資金調達につきましては、当社の財務基盤の強化と、調達した資金の用途から得られるメリットが、当社の企業価値の向上に寄与することが重要だと考えており、資金用途につきましても、当社の収益拡大及び企業価値向上に寄与するものであり、当社の事業拡充及び成長戦略には不可欠なものであります。

そのため、本新株予約権による資金調達は一定の希薄化を招きますが、中長期的にみても、企業価値の向上に資するものであることから、適切なものであると判断しております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

① 名 称	ドリーム10号投資事業有限責任組合	
② 所 在 地	東京都千代田区一番町22番地3	
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任事業組合契約に関する法律	
④ 組 成 目 的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
⑤ 組 成 日	2022年3月29日	
⑥ 出 資 額 の 総 額	20百万円	
⑦ 主たる出資者及びその出資比率	38.00% 宮嶋 正邦 18.50% 勝山 博文 0.50% モダンパス合同会社 ※出資者1社（海外法人）から開示の同意を得られていないため、記載していません。	
⑧ 業務執行組合員又はこれに類する者	名称：モダンパス合同会社	
	本店所在地：東京都千代田区一番町22番地3 アデックス一番町ビル402号	
	代表者の役職及び氏名：代表社員 勝山 博文	
	資本金：10万円	
	事業の内容：投資事業組合財産の運用、管理	
主たる出資者及びその出資比率：勝山 博文 100%		
⑨ 当社との関係等	出資関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。

	技術関係	該当事項はありません。
⑩ 当社と割当予定先の業務執行組合員との間の関係	出資関係	第 11 回新株予約権の引受先の業務執行組合員であります。現時点においては当該割当予定先は当社株式を保有しておりません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。

(注)「割当予定先の概要」欄、「提出者と割当予定先との間の関係」欄及び「当社と割当予定先の業務執行組合員との間の関係」欄は、別途時点を明記していない限り本日現在におけるものであります。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、M&A を含む資本業務提携に向けた資金確保が必要と判断いたしました。この判断のもと、財務基盤の強化と既存株主の皆様の利益に配慮を両立する調達手段が望ましいと考え、調達手段を検討しておりました。

エクイティ・ファイナンスによる資金調達を考え始め、実行可能性を探るために、2024 年 9 月に複数の候補先の一つとして、2020 年 1 月 27 日発行の第 11 回新株予約権の引受先であるドリーム 10 号投資事業有限責任組合にて新株予約権を引き受けていただいた同組合の業務執行組合員であるモダンパス合同会社の代表社員である勝山博文氏に、基本的に引き受けの意思があるかの確認とその場合の発行条件について意見交換をし、検討を開始しました。

その後、2025 年 1 月に勝山博文氏に、2025 年春頃をターゲットにエクイティ・ファイナンスを具体的に進めたいので、割当予定先であるドリーム 10 号投資事業有限責任組合への出資者と出資額などの調整を要請したところ、勝山博文氏より新株予約権による引受であれば応じられる旨の提案があり、その後、発行条件について口頭にて確認及び合意いたしました。なお、2020 年 1 月 27 日発行の第 11 回新株予約権の引受先であるドリーム 10 号投資事業有限責任組合と本第三者割当の引受先であるドリーム 10 号投資事業有限責任組合は同名称であり、業務執行組合員および一部組合員は同一となりますが、別途 2022 年 3 月 29 日に組成された組合となります。

2025 年 3 月に当社としても、前回第三者割当の第 11 回新株予約権においてもモダンパス合同会社が業務執行組合員を務める組合を割当先として特段の問題なく行使が進んだことから、割当予定先として適当であると判断したことから本第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

## (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるドリーム 10 号投資事業有限責任組合の業務執行組合員であるモダンパス合同会社とは、保有方針に関して、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する純投資である旨書面にて確認しております。

割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡を検討する場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等との関係確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で契約する本新株予約権の取得等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の発行に係る払込みについては、2025年5月22日時点のドリーム10号投資事業有限責任組合の銀行口座に係る通帳口座残高の写しをもって確認しており、必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しております。なお、本新株予約権の行使に当たっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要となることは無いため、割当予定先は本新株予約権の行使に当たっても十分な資金を有していると判断しております。

(5) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるドリーム10号投資事業有限責任組合及びドリーム10号投資事業有限責任組合の業務執行組合員であるモダンパス合同会社(以下、「割当予定先等」という。)について、割当予定先等の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、専門の第三者調査機関である株式会社リスクプロ(所在地:東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表取締役:小板橋仁)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等及び割当予定先等の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。なお、割当予定先の無限責任組合であるモダンパス合同会社は、割当予定先が保有する組合財産の運用、管理及び処分、投資証券等に関する議決権その他組合財産に係る権利の行使に係る権限を実質的に有しています。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2025年3月31日現在)	
株式会社MCホールディングス	4.76%
五十畑 輝夫	4.64%
上田八木短資株式会社	4.14%
いずみキャピタル株式会社代表取締役	3.83%
蛭間 久季	3.50%
永野 祐司	3.16%
松井証券株式会社	3.01%
株式会社SBI証券	2.68%
鶴田 亮司	2.37%
奥秋 敦史	2.19%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。  
2. 募集前の大株主及び持株比率は、2025年3月31日時点の株主名簿を基準としております。  
3. 本新株予約権の行使により交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は表示しておりません。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及

び財務体質の強化につながるものと考えております。また、今回の資金調達による、当期連結業績予想における影響はございません。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動が見込まれないことから、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に規定される独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

#### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績（連結）

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高	2,338,566千円	3,075,526千円	4,373,104千円
営業利益	58,656千円	22,559千円	187,400千円
経常利益	53,090千円	35,185千円	165,979千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	26,789千円	27,013千円	109,457千円
1株当たり当期純利益（円）	5.01円	5.16円	20.74円
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	261.59円	255.29円	285.77円

##### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に 対する比率
発行済株式数	5,604,200株	100.0%
現時点での転換価額（行使価額）における潜在株式数	628,000株	11.20%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(注) 1. 上記の比率は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。  
2. 上記潜在株式数はストック・オプションによるものです。

##### (3) 最近の株価の状況

###### ① 最近3年間の状況

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
始値	721円	605円	673円
高値	887円	965円	1,315円
安値	600円	450円	525円
終値	605円	680円	677円

###### ② 最近6か月間の状況

	2024年 12月	2025年 1月	2月	3月	4月	5月※
始値	805円	668円	674円	660円	679円	670円
高値	808円	699円	706円	744円	680円	848円
安値	625円	650円	646円	637円	488円	663円
終値	668円	674円	652円	677円	660円	799円

※2025年5月の株価は2025年5月22日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

2025年5月22日	
始値	825円
高値	848円
安値	799円
終値	799円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による第12回新株予約権の発行

割 当 日	2022年2月15日
発 行 新 株 予 約 権 数	500個
発 行 価 額	総額 50,000円 (新株予約権1個当たり 100円)
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 ( 差 引 手 取 概 算 額 )	26,450,000円
割 当 先	N e x p a n d e r J a p a n 合同会社
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	5,600,200株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：50,000株 (注)
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	行使済株式数：0株 (注)
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 ( 差 引 手 取 概 算 額 )	調達した資金の額 (差引手取概算額)：-円 (注)
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	運転資金 26,450,000円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2023年7月～2028年10月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	上記「現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)」より充当できておりません。

(注) 第12回新株予約権について、2023年7月14日付公表「新株予約権の消却に関するお知らせ」及び「(訂正)「新株予約権の消却に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」のとおり、2023年6月30日付で割当先と業務提携契約を解約したことにより、当該業務提携契約が存続することを行使条件に付しておりましたので、同日付で当社の自己新株予約権とし、同年7月14日付で消却しております。よって、本日現在の第12回新株予約権に係る潜在株式数は0株となります。

② 第三者割当による自己株式処分

処 分 期 日	2024年4月23日
処 分 株 式 数	普通株式 13,800株
処 分 価 額	1株につき717円
処 分 価 額 の 総 額	9,894,600円
募 集 又 は 処 分 方 法	第三者割当の方法による
処 分 先	椋山 隆文 6,900株 森村 有希央 6,900株
処 分 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	現物出資のため該当事項はありません。

現時点における 充 当 状 況	現物出資のため該当事項はありません。
--------------------	--------------------

③ 第三者割当による自己株式処分

処 分 期 日	2024年10月15日
処 分 株 式 数	普通株式 122,700 株
処 分 価 額	1株につき 733 円
処 分 価 額 の 総 額	89,939,100 円
募 集 ま た は 処 分 方 法	第三者割当の方法による
処 分 先	奥秋 敦史 122,700 株
処 分 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	現物出資のため該当事項はありません。
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	現物出資のため該当事項はありません。

以 上

(別紙)

株式会社フーバーブレイン  
第 14 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社フーバーブレイン第 14 回新株予約権 (以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 1,053,663,000 円
3. 申込期日 2025 年 6 月 9 日
4. 割当日及び払込期日 2025 年 6 月 9 日
5. 募集の方法及び割当先  
第三者割当の方法により、以下の個数をそれぞれに割り当てる。  
ドリーム 10 号投資事業有限責任組合 13,000 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 1,300,000 株とする(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は 100 株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額(第 9 項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 13,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 1,151 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、金 799 円とする。
10. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc}
 & & & & & \text{割当} & \text{1株当たり} \\
 & & & & & \text{株式数} & \text{払込金額} \\
 & & & & & \times & \\
 \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行普通} & + & \frac{\text{1株当たりの時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}} \\
 \text{行使価} & & \text{行使価} & & \text{株式数} & & \\
 \text{額} & & \text{額} & & & & \\
 \text{額} & & \text{額} & & & & 
 \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、

当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権の行使期間  
2025年6月9日から2028年6月8日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件  
当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付  
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。
- (1) 新たに交付される新株予約権の数  
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
  - (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類  
再編当事会社の同種の株式
  - (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り

- 上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限  
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。
15. 新株予約権の譲渡制限  
会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限については該当事項はありません。但し、本割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。
16. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。なお、本項に従い行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。
19. 株式の交付方法  
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに、振替法及びその他の関係法令に基づき、振替機関に対し、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
20. 行使請求受付場所  
株式会社フーバーブレイン 管理部  
東京都千代田区紀尾井町4番1号
21. 払込取扱場所

東京都千代田区神田和泉町1番地  
株式会社りそな銀行 秋葉原支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を1,151円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、799円とした。
23. その他
  - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
  - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上